

「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」に対する意見書

平成13年12月26日付の公開草案に対し、当社は下記のとおり意見を表明します。

記

1. そもそも退職給付債務(PBO)は、退職金支払見込額の現在価値額であり、変動要因が絡み合った不安定要素の高い時価評価額であり、昨今は割引率の低下と期待運用収益率の悪化に苦しんでいるのが実状であり、退職給付制度の見直し等により将来の負担を軽減することが各企業にとって重要な課題となっております。
2. 退職給付制度間の移行等において、「終了」・「一部終了」の場合に未認識過去勤務債務、未認識数理計算上差の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を一時の損益として計上する会計処理案には、反対であります。

上記各未処理額は、当社にあっては遅延認識し償却を開始しております。特に会計基準変更時差異は金額が大きく一時の費用処理すべきところを、退職給付会計のスタート時に、一時償却あるいは各企業が選択した償却年数(15年以内)で費用化するかは、各企業の判断に任されておりました。会計基準変更時差異を含む未処理額を、退職給付制度間の移行にあたっては一時の損益として処理すべしという今回の会計処理案は、実務指針(43項)を覆す会計処理案であること、実際に遅延認識し計画的に償却している企業も多数あること等から「不合理」であると言われるを得ません。

また、退職給付制度間移行に伴う費用を一時処理できる企業のみが移行可能となり、将来負担を軽減したい多くの企業が移行できなくなることも考えられ「不合理」であると考えます。

3. 既に当社にあっては、有価証券報告書上で代行部分の返上を表明しており、当社が選定した従来の処理方法(変更時差異は5年間、数理差異は残存勤続年数)に準拠して退職給付制度間の移行に係る損益を平準化するスキーム、具体的には会計基準変更時差異の償却終了時まで損益を平準化する計画を実行に移す所存であります。

負担軽減を模索する企業に対し、会計基準変更時差異の会計処理と同様、各企業が選択可能な繰延処理を認める特例措置を設定することを強く希望します。

(参考)

なお、一時処理した場合と会計基準変更時差異の償却終了時まで平準化した当社のケーススタディー(別紙)にて損益の異常なブレを参照されたい。

貴案によれば、退職給付制度移行年度において差額を損益として認識し、一括処理すべしとなっておりますが、同時に確定的に発生する費用の減少(移行時差異の5年均等償却分)もあわせて認識し、損益を残余の3年間で相殺することこそ公正妥当な会計処理であると判断します。また、移行時差異を一括償却した企業においては、逆に大幅な特別利益が発生することも想定され、大きな疑義を生じさせるものと判断します。

以上

<ケーススタディー>

試算による当社損益の大幅変化

経常利益100億円を固定して、会計基準変更時差異80億円(5年償却、特損処理、平成14年度が3年目)、移行時(年金基金解散 確定拠出年金)負担23億円を想定。

「公開草案どおり一時処理した場合」

(億円)

	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	従来処理	移行試算	従来処理	移行試算	従来処理	移行試算
経常利益	100	100	100	100	100	100
特損	16	28	16	5	16	5
税前提利益	84	72	84	95	84	95

(注)平成14年度の特損28億円 = 一時金、適格年金の会計基準変更時差異償却5億円) + (年金基金の会計基準変更時差異、数理計算上差異等の一括償却に伴う費用23億円)

平成14年度(移行年度)と平成15年度(移行翌年)で経常利益は100億円と同じ水準であっても、税前提利益は平成14年度は約14%減の72億円、平成15年度は約32%増の95億円と異常なブレが退職給付の会計処理で発生することとなる。

「平準化した(遅延認識)場合」

	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	従来処理	移行平準化	従来処理	移行平準化	従来処理	移行平準化
経常利益	100	100	100	100	100	100
特損	16	13	16	13	16	13
税前提利益	84	87	84	87	84	87

変更時差異償却期間に合わせて移行時費用を平準化すれば、企業の税前提利益はほぼ経常利益にリンクした結果となる。

<退職給付会計に関する実務指針>

会計基準変更時差異の費用処理

43. 会計基準変更時差異は、十五年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理する。これは会計基準変更時差異を一時に費用処理すると、企業の経営成績に大きな影響を与えかねないための配慮である。なお一定の年数にわたる費用処理には、適用初年度に一括して費用処理する方法も含まれる。